

安城市信用保証料補助制度のご案内

安城市では中小企業振興施策の一環として、愛知県信用保証協会の保証により融資を受けた事業者に対し、必要となった信用保証料を補助します。

借換えのある場合は、返戻保証料を差し引いて補助対象保証料を決定します。さらに、令和2年6月1日以降の申請より、繰上返済による信用保証料の返戻金が生じた場合は、既に交付した全部もしくは、一部の補助金返還を求めます。(補助対象制度へ借り換えの上、再度当補助金申請により返戻額が査定へ反映する場合を除きます。)

■ 補助対象融資制度（通常分）

1 補助対象事業者につき、1年度あたり最大30万円を限度とします

補助対象融資制度名		補助率 (%)	1申請あたりの上限(万円)	
			運転資金	設備資金
小規模企業等振興資金(振・振小)		50	10	
経済環境 適応資金	経済対策特別(環特)	100	20	
	セーフティネット資金(環セ80・100)		20	
	創業等支援資金(環創)※1	30	50	
	上記以外の経済環境適応資金 ※2	50	10	

※1 創業等支援資金(環創)の特例措置について

1 補助対象事業者につき、1年度あたり最大50万円まで補助します。

※2 「愛知県新型コロナウイルス感染症対応資金(環コロ補助)」について

国からの信用保証料の補助率が1/2であった場合、その残りを補助対象とします。

■ 補助対象融資制度（追加枠）【コロナ収束まで】

1 補助対象事業者につき、通常分とは別に1年度あたり最大100万円を限度とします

補助対象融資制度名 (新型コロナウイルス感染症に関する保証制度)		補助率 (%)	1年度あたりの上限(万円)	
			運転資金	設備資金
経済環境 適応資金	セーフティネット保証4号(環セ100)	100	100	
	セーフティネット保証5号(環セ80)			
	経営あんしん(環経コ)			
	危機関連保証(環危)			

■ 補助対象事業者

小規模企業等振興資金：安城市を通じて融資の申込をし、借り入れをした者
経済環境適応資金：法人にあっては本社、個人にあっては住所地又は主たる事業所を市内に有する中小企業者

■ 補助金の査定方法（100円未満の端数は切り捨てます）

（1）小規模企業等振興資金の融資制度を利用

①信用保証料が250,000円の場合

$$250,000 \times 1/2 = 125,000 \text{円} \rightarrow \text{補助金額 } 100,000 \text{円}$$

②回収条件がある場合、返戻保証料を差し引いて計算します。

信用保証料が250,000円、返戻保証料が100,000円、の場合

$$(250,000 - 100,000) \times 1/2 = 75,000 \text{円} \rightarrow \text{補助金額 } 75,000 \text{円}$$

（2）セーフティネット4号の融資制度を利用

①信用保証料が700,000円の場合 → 補助金700,000円

②信用保証料が1,500,000円の場合 → 補助金1,200,000円

通常分枠1申請あたりの上限額20万円と、追加枠1年度あたりの上限額100万円を足した金額まで補助金申請が可能となります。

■ 申請に必要な書類

- ① 補助金等交付申請書兼実績報告書、補助金等交付請求書※1
- ② 金融機関証明書（平成26年4月1日様式改正）
- ③ 信用保証書の写し
- ④ 市税の納税証明書（完納証明）の写し※2
- ⑤ 返戻保証料の額を証明する書類の写し※3

※1 住所（所在地）、氏名（団体名及び代表者氏名）のみ記入（要押印）。

※2 経済環境適応資金を利用した場合のみ提出。

※3 回収条件がある場合のみ提出。信用保証協会から中小企業者に通知される「返戻保証料の振込みについてのご案内」、通帳の写しまたはその他返戻保証料が振り込まれたことを確認できる書類。

■ 申請期限

融資実行日を含め40日以内

■ 申請先

安城市役所商工課工業労政係（北庁舎2階）

〒446-8501 安城市桜町18番23号 0566-71-2235